

調査方法の概要

1. 調査対象

平成 15 年 3 月末現在の内国上場会社(2,673 社)のうち、平成 14 年度(平 14.4.1～平 15.3.31)中に到来した最終決算期末時点で未上場の会社等(12 社)を除く 2,661 社の上場普通株式。

2. 調査時点

平成 14 年度(平 14.4.1～平 15.3.31)中に到来した最終決算期末現在。

3. 調査方法

証券事務代行会社を利用している調査対象会社の株式分布状況のデータについては、証券事務代行会社から直接電子媒体で受ける。一方、証券事務を自社で処理している調査対象会社のデータについては、各取引所が送付する指定のフロッピーディスクへ当該会社にデータ入力を行ってもらったうえで提出を受ける。

4. 株式保有金額の計算方法

調査対象会社ごとに、平成 15 年 3 月末現在の時価総額を算出して、単元数ベースの持株比率で各投資部門の株式保有金額を推定し、それを全社について集計する。

(注) 3 月末期決算以外の会社については、単元数ベースの持株比率が、平成 15 年 3 月末にも適用できると仮定している。

5. 調査項目の説明

所有者別分布状況は、調査対象会社の株式を所有している政府・地方公共団体、法人及び個人を、株主名簿の記載に従って次の項目に区分し、その株主数及び持株数を単元数ベースで調査するものである。

(1) 政府・地方公共団体：国・都道府県・市町村

(2) 金融機関：金融機関の内訳は下記のとおり

長銀・都銀・地銀：銀行法、長期信用銀行法により免許を受けた銀行

信託銀行：銀行法により免許を受けた信託銀行(外銀系信託銀行を含む)

投資信託：証券投資信託法による委託者の信託財産であって、信託会社又は信託業務を営む銀行を名義人(受託者)とするもの

年金信託：法人税法による税制適格退職年金、厚生年金保険法による厚生年金基金制度及び確定給付企業年金法による企業年金のうち、信託会社又は信託業務を営む銀行を名義人(受託者)とするもの

生命保険会社：保険業法により免許を受けた生命保険会社

損害保険会社：保険業法により免許を受けた損害保険会社

その他の金融機関：政府関係金融機関、各種金庫及び同連合会、証券金融会社、短資会社等

(3) 証券会社：証券取引法に基づく証券会社

(4) 事業法人・その他の法人：(1)(2)(3)以外のもので法人格を有するすべての国内法人

(5) 外国人：法人...外国の法律により設立された法人(外国政府等を含む)

個人...居住の内外を問わず日本人以外の個人

(6) 個人・その他：個人、及び法人格を有しない団体で、他のどの区分にも該当しないもの

6. 上場区分

全 社：全国 5 証券取引所の上場会社

市場第一部上場会社：東京・大阪・名古屋証券取引所の市場第一部上場会社

市場第二部等上場会社、福・札証単独上場会社：

東京・大阪・名古屋証券取引所市場第二部等上場会社、及び福岡・札幌証券取引所単独上場会社
(マザーズ、ニッポン・ニュー・マーケット・「ヘラクレス」、セントレックス、Qボード、
アンビシャス上場銘柄含む)

(注1) 昭和61年度調査から、調査対象を発行済株式から上場株式に変更した。

(注2) 「3月末現在の全上場会社(外国会社を除く)の上場普通株式」としていた調査対象を、平成7年度調査より上記のとおり変更した。これらに伴い、昭和60年度までの数値について遡及改訂を行っている。

(注3) 昭和60年度調査からは単位数ベース、平成13年度調査からは単元数ベースで実施している。単元株(昭和60年度から平成12年度までは単位株、以下同じ)ベースとは、単元株制度の採用会社が定めている1単元の株式の数を調査のベースとしたもの。なお、NTT(日本電信電話)などの株式については同制度の採用外であるが、便宜上1株を1単元として扱っている。